

児童手当法の一部を改正する法律案新旧対照表  
 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（三歳以上小学校第三学年修了前の児童に係る特例給付）</p> <p>第七条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「<u>小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童</u>」<u>という。</u>）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>イ 三歳以上の児童であつて九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（以下「<u>三歳以上小学校第三学年修了前の児童</u>」<u>という。</u>）</p> <p>ロ 三歳以上小学校第三学年修了前の児童を含む二人以上の児童</p> <p>二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童であるときに限る。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第</p>	<p>附 則</p> <p>（三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付）</p> <p>第七条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「<u>就学前特例給付支給要件児童</u>」<u>という。</u>）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>イ 三歳以上の児童であつて六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（以下「<u>三歳以上義務教育就学前の児童</u>」<u>という。</u>）</p> <p>ロ 三歳以上義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童</p> <p>二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない就学前特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が就学前特例給付支給要件児童であるときに限る。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第</p>

三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは、「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童（附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）のすべてが三歳以上小学校第三学年修了前の児童（同号イに規定する「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」をいう。以下同じ。）と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童のうち三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及び口中「三歳以上の児童」とあるのは「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、第十八条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、第十九条第一項中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第七条第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下

三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童（附則第七条第一項第一号に規定する就学前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）のすべてが三歳以上義務教育就学前の児童（同号イに規定する「三歳以上義務教育就学前の児童」をいう。以下同じ。）と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上義務教育就学前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童のうち六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及び口中「三歳以上の児童」とあるのは「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上義務教育就学前の児童」と、第十八条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、第十九条第一項中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第七条第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める

同じ。）」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～8 (略)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第二項及び第五項を除く。）、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで及び第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは、「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童（附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）のすべてが三歳以上小学校第三学年修了前の児童（同号イに規定する「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」をいう。以下同じ。）」と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは、「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは、「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童のうち三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及び口中「三歳以上の児童」とあるのは、「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは、「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは、「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、第十八条第一項中「十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五」と

5～8 (略)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第二項及び第五項を除く。）、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで及び第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは、「就学前特例給付支給要件児童（附則第七条第一項第一号に規定する就学前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）のすべてが三歳以上義務教育就学前の児童（同号イに規定する「三歳以上義務教育就学前の児童」をいう。以下同じ。）」と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは、「三歳以上義務教育就学前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは、「就学前特例給付支給要件児童のうち三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及び口中「三歳以上の児童」とあるのは、「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは、「就学前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは、「三歳以上義務教育就学前の児童」と、第十八条第一項中「十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五」とあるのは、「六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一」と、第十九条第一項中

あるのは「六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一」と、第十九条第一項中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第八条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第八条第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5  
～  
8  
(略)

「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第八条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第八条第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5  
～  
8  
(略)